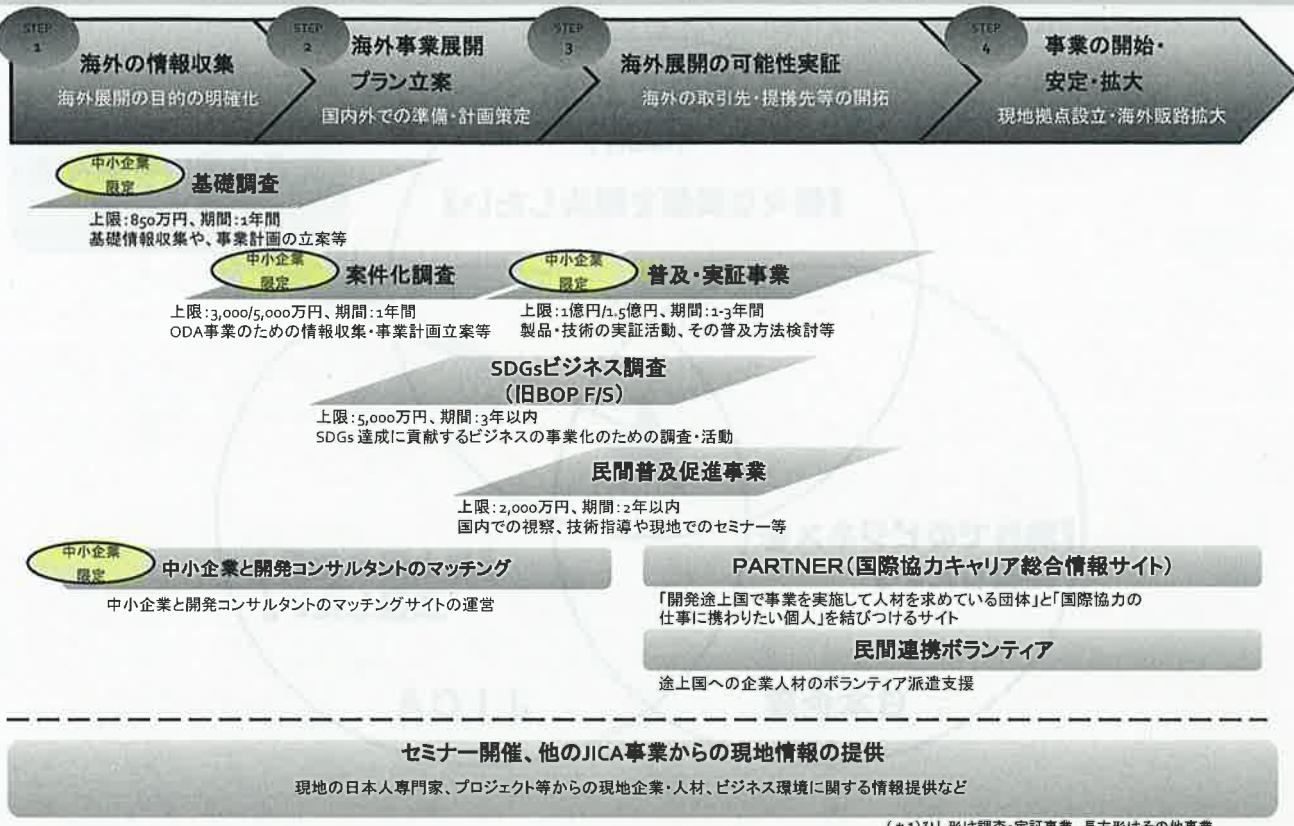




JICAの企業向け海外展開支援事業マップ



2017年度 ODAを活用した中小企業海外展開支援事業

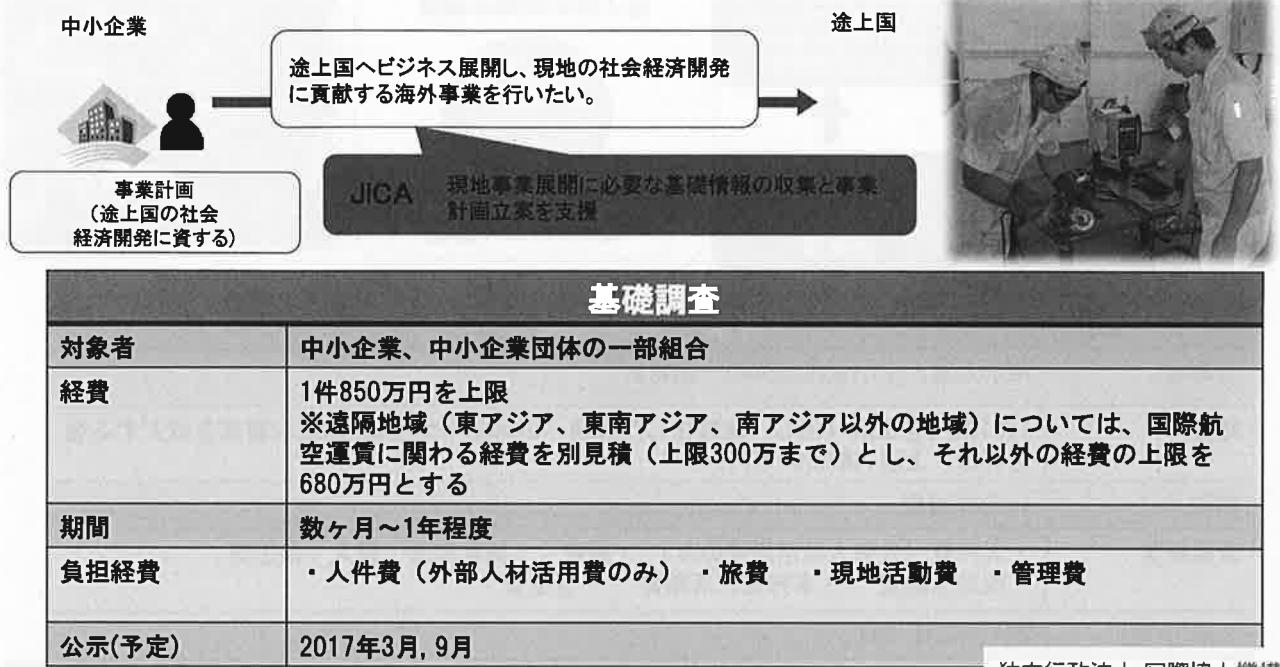
2017 年度 概要	基礎調査	案件化調査	普及・実証事業
	中小企業等からの提案に基づき、開発途上国の課題解決に貢献する中小企業等の海外事業に必要な基礎情報収集・事業計画策定のための調査	中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等を途上国への開発へ活用する可能性を検討するための調査	中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等に関する途上国への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業
実施日程 (予定)	<p>[1回目] 2017年3月 公示(JICAのHP) 3月 募集要項説明会 3月末 応募締切 6月中旬 採択通知 (契約締結後調査開始)</p> <p>[2回目] 2017年9月頃 公示(JICAのHP) 9月頃 募集要項説明会 10月頃 応募締切 12月頃 採択通知 (契約締結後調査開始)</p>	<p>[1回目] 2017年 3月 公示(JICAのHP) 3月 募集要項説明会 3月末 応募締切 6月中旬 採択通知 (契約締結後調査開始)</p> <p>[2回目] 2017年 9月頃 公示(JICAのHP) 9月頃 募集要項説明会 10月頃 応募締切 12月頃 採択通知 (契約締結後調査開始)</p>	<p>[1回目] 2017年 3月 公示(JICAのHP) 3月 募集要項説明会 3月末 応募締切 6月中旬 採択通知 (先方政府機関の了承取付、契約締結後事業開始)</p> <p>[2回目] 2017年 9月頃 公示(JICAのHP) 9月頃 募集要項説明会 10月頃 応募締切 12月頃 採択通知 (先方政府機関の了承取付、契約締結後事業開始)</p>
公募対象	中小企業等		
採択予定件数 (年間)	26件程度	70件程度	37件程度
上限金額 (税込)	850万円 (但し、遠隔地域(東アジア、東南アジア、南アジア以外の地域)については国際航空運賃に関する経費を上限300万円まで別見積とし、それ以外の経費は上限680万円として提案)	3,000万円 (機材(同時携行できる小型の機材を除く)の輸送が必要な場合は、5,000万円)	1億円 (但し、複雑化した課題への対応や大規模/高度な製品を導入する場合等は、1億5,000万円)
協力期間	数か月～1年程度		
負担経費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費(外部人材活用費のみ) ・旅費 ・現地活動費 ・管理費 	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費(外部人材活用費のみ) ・旅費 ・機材輸送費 ・現地活動費 ・本邦受入活動費 ・管理費 	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費(外部人材活用費のみ) ・旅費 ・機材製造・購入・輸送費 ・現地活動費 ・本邦受入活動費 ・管理費

パートナー登録: JICA

基礎調査

現地進出に向けた情報収集や事業計画作成を行いたい。

現地への事業展開による開発課題解決の可能性、ODA事業との連携可能性、事業ニーズや投資環境等の基礎情報収集や、これらを活用した事業計画の立案等を支援します。



案件化調査

自社製品・技術のニーズを検証したい。

途上国の開発ニーズと日本の中小企業の優れた製品・技術等とのマッチングを行い、製品・技術をODA事業に活用するための海外での事業に関する情報収集・事業計画立案等を支援します。また、調査の中で相手国との関係構築を行います。



案件化調査	
対象者	中小企業、中小企業団体の一部組合
経費	一件3,000万円を上限（機材の輸送が必要な場合は、5,000万円）
期間	数ヶ月～1年程度
負担経費	・人件費（外部人材活用費のみ）・旅費・機材輸送費・現地活動費 ・本邦受入活動費・管理費
公示(予定)	2017年3月、9月

普及・実証事業

自社製品・技術の有効性を実証し、普及したい。

途上国の社会経済の課題解決に有効に活用し得る中小企業の製品・技術を、当該国での現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業を支援します。



普及・実証事業	
対象者	中小企業、中小企業団体の一部組合
経費	1件1億円を上限（但し、複雑化した課題への対応や大規模/高度な製品を導入する場合等は、上限1億5,000万円）
期間	1~3年程度
負担経費	・人件費（外部人材活用費のみ）・旅費・機材製造・購入・輸送費 ・現地活動費・本邦受入活動費・管理費
公示(予定)	2017年3月、9月

独立行政法人 国際協力機構

途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査

（旧：BOPビジネス連携促進（協力準備調査））

「SDGsビジネス」を展開したい。

途上国におけるSDGs達成に貢献するビジネス（SDGsビジネス）の事業化に向けて、ビジネスモデルの策定や事業計画作成のための現地調査を支援します。

※SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットにおいて採択された17の目標であり、2030年までに達成することを目指して「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

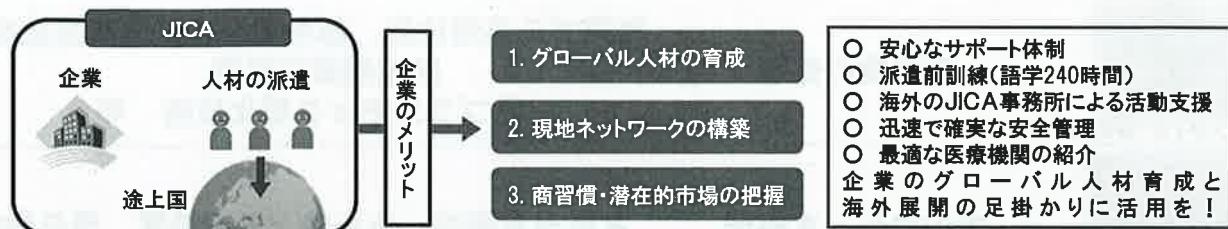


途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査

対象者	本邦登記法人	中小企業	中堅企業	大企業
経費	1件5,000万円を上限			
期間	最大3年			
負担経費	・旅費・外部人材活用費・現地活動費・再委託費・その他原価・一般管理費			
公示(予定)	2018年4月6日(予定)			

※本制度は中小企業のみに応募対象が限定されません。

各企業のニーズに合わせ、受入れ国や要請内容、職種、派遣期間等をカスタマイズ可能です。今後、事業展開を検討している国へ派遣し、活動を通じて、現地語、文化、商習慣、技術レベル、各種ニーズ等を把握したり、ネットワークを作ることができます。



民間連携ボランティア

対象者	株式会社（特例有限会社含）または持分会社（合同会社、合資会社、合名会社）
期間	原則1~2年（3~11ヶ月の短期派遣については応相談） (派遣前訓練を実施。訓練期間は派遣期間に応じて異なる。)
負担経費	往復の渡航費・現地生活、住居費等
募集	随時募集

JICAの海外展開支援事業（委託事業）について

JICA

① 企画の提案

日本企業

開発途上国の開発
に貢献できる技術
や製品はないか？

② 業務の委託

当社の製品は
開発途上国で
活用できるか？

③ 成果品の提出
(業務完了報告書)

④ 成果品への支払
(反対給付)

Q1. JICAの委託事業とは？

○委託事業とは、機関が、自ら業務を実施するよりも、優れた特性を持つ第三者に委託して実施することが効率的であると認められる業務について、その業務の実施を委託する事業と言われています。本事業においては、この考え方のもと、機関(JICA)と受託者(中小企業)の間で、業務委託契約を締結し、当該業務の給付の完了を目的としています。なお、本事業における給付の完了とは、「業務完了報告書」の提出に該当します。

Q2. 委託費と補助金との違いは？

○委託費とは、機関(JICA)の特定の業務等を受託者(中小企業)に対し、委託し実施して頂く場合に、双方の合意に基づき、反対給付として支出する経費をいいます。また委託費は、中小企業連携促進基礎調査、案件化調査、普及・実証事業それぞれの委託契約に基づく対価的性格を有する経費であって、補助金のような助成的性格のものとは異なります。

Q3. 報告書・機材の所有権・著作権は？

○受託者(中小企業)が提出し、検査を完了した報告書、また受託者が調達し、検収が完了した機材の所有権は、委託元の機関(JICA)となります。また、JICAによる成果品(報告書)の検収後、成果品の著作権は受託者からJICAに譲渡されます。